

# 令和8年1月10日(土) 住居表示実施に関するお知らせ

住居表示の実施により、住所と地番(本籍・不動産)の表示が変わりますので、その内容と必要な手続きについてお知らせいたします。

「通知書兼証明書」に記載しております名前や住所は、お早めにご確認をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、問合せ先までご連絡ください。

## 今回お届けするもの

<input type="checkbox"/> 通知書兼証明書	3通/人 3通/事業所(法人)
<input type="checkbox"/> 住居表示案内図	1枚
<input type="checkbox"/> 住居番号表示板(戸建てのみ)	1枚
<input type="checkbox"/> 新住所お知らせはがき	10枚/世帯 20枚/事業所(法人)
<input type="checkbox"/> 新住所お知らせはがき投函用封筒	1枚

## 後日(1月末まで)郵送するもの

<input type="checkbox"/> 本籍の(町名)変更のお知らせ	1通/戸籍ごと
---	---------

### <問合せ先>

〒874-8511  
大分県別府市上野口町1番15号(GF)  
別府市政策企画課 住居表示推進室  
TEL: 0977-21-2023  
0977-21-1320  
✉: pco-pf@city.beppu.lg.jp



別府市公式ホームページ<住居表示>

## 1 通知書兼証明書

通知書兼証明書は、住所の表し方が変わったことを示す証明書として、**令和8年1月10日(土)**から利用できます。

この通知書兼証明書を利用して、公簿、公証書類などの住所変更の手続きをすると、手数料(法人・不動産登記などの登録免許税)が**免除**されます。

通知書兼証明書は、世帯員一人につき3枚、一事業所につき3枚配布しています。追加で必要な場合は、**別府市役所市民課の窓口にて令和8年1月13日(火)から無料で発行**します。

注意

司法書士に登記の住所の変更手続きを依頼するときは、**別に費用が必要**です。この費用は、**通知書兼証明書をお持ちの場合でも各自のご負担**となります。

## 2 住居表示案内図

住居表示案内図のとおり、みなさまがお住いの町には街区符号(番)と基礎番号がつけられました。この基礎番号は、各戸の住居番号(号)となるもので、住居表示案内図では、各街区の角にのみ表示しています。

## 3 住居番号表示板・街区表示板

住居番号表示板は、ポストや玄関の近くの**通行人から見やすい場所**に、はりつけてください。

街区表示板は、その街区を取り囲むように、まち角の電柱、外壁、塀などに設置します。

これらの表示板が見やすい場所に設置されることで、住所がより分かりやすくなります。

※扇山・鶴見のように○丁目の表示がある町にお住まいのみなさまには「町名表示板」をお配りしています。

## 4 新住所お知らせはがき・投函用封筒

新住所を知人、取引先などへお知らせするときにご利用ください。

はがきに、新住所・名前を記入し、投函用封筒にまとめて入れ、**令和8年1月10日(土)以降**ポストに投函してください。

※切手をはる必要はありません。

注意

このはがきは、住所が変わったことを「**通知(お知らせ)**」するためのものです。住所変更の「**手続き**」は、各自で別にする必要があります。

## 5 本籍の(町名)変更のお知らせ

住居表示実施により本籍の町名が変更になるため、令和8年1月末までに対象者(住居表示実施区域内に本籍がある方)へ「**本籍の(町名)変更のお知らせ**」を郵送いたします。

## 6 新町名の読み方・郵便番号

住居表示後の新しい町の名前の読み方と郵便番号をお知らせします。  
 なお、住居表示実施後1年間は、新・旧どちらの住所でも郵便物が届くよう、郵便局と調整しています。

旧町名	新町名	新町名の読み方	郵便番号
山の手町	山の手町	やまのてちょう	874-0828
	山の手新町	やまのてしんまち	874-0830
上原町	上原町	かみはるちょう	874-0829
南立石八幡町	南立石八幡町	みなみたていしはちまんちょう	874-0825
南立石2区	南立石公園町	みなみたていしこうえんちょう	874-0827
南立石生目町	南立石生目町	みなみたていしいきめちょう	874-0832
南立石1区	南立石中津留町	みなみたていしなかつるちょう	874-0839
堀田	堀田町	ほりたちょう	874-0831
荘園	荘園町	そうえんちょう	874-0838
上野口町	上野口町	かみのぐちちょう	874-0905
鶴見	鶴見一丁目 ～四丁目	つるみ〇ちょうめ	874-0833
扇山	扇山一丁目 ～七丁目	おうぎやま〇ちょうめ	874-0849
竹の内	竹の内町	たけのうちちょう	874-0841
大畑	大畑町	おばたけちょう	874-0848
新別府	新別府町	しんべつぷちょう	874-0834
実相寺	実相寺町	じっそうじちょう	874-0835
南立石本町	南立石本町	みなみたていしほんまち	874-0823
観海寺	観海寺町	かんかいじちょう	874-0822

## 7 住所の表し方

今まで、正式住所(大字)と通称住所(組)の2つの表し方があった住所が、令和8年1月10日(土)から1つになります。

住居表示/実施前<例>		住居表示/実施後<例>		
正式住所	※「大分県別府市」は省略しています。 大字鶴見123番地の4	新町名	街区符号	住居番号
	通称住所 竹の内 扇山 5組6	竹の内町 扇山〇丁目	□番	△号
				3階建以上 住居番号
3階建以上の集合住宅は、「住居番号-部屋番号」で「号」を表すため、部屋番号が住所に含まれるようになります。(対象外の場合もあります。) <例>「温泉アパート101号」→「〇〇町□番△-101号 温泉アパート」				➡ △-101号

注意	住居表示後の住所は通称住所の「組の番号」と間違われやすいため、「□-△」と略さず、「□番△号」と書くようにしてください。
----	--

## 8 地番(本籍・不動産)の表し方

地番は、「新しい町名」と「今までの番号」で表すようになります。  
※「大字〇〇」が「新町名」に変わります。(番号は変わりません。)

住居表示/実施前<例>		住居表示/実施後<例>	
本籍	大字鶴見123番地4	竹の内町 扇山〇丁目	123番地4
不動産	大字鶴見123番4	竹の内町 扇山〇丁目	123番4

## 9 住所変更の手続きが不要なもの

証書や保険証などは、新住所になったものがお手元に届くまで、旧住所のままご利用いただけます。  
本人確認証としてお使いのものは、担当の窓口に出をすると新住所へ変更できますので、必要があれば手続きをお願いします。

項目	説明	問合せ先
国民年金加入者	手続き不要です。	別府年金事務所 0977-22-5111
住民票、印鑑登録 戸籍、戸籍の附票	手続き不要です。	別府市市民課 0977-21-1135(GF)
水栓所在地	手続き不要です。	別府市上下水道局 営業課 0977-23-0361
NHK受信料	手続き不要です。	NHK大分放送局 097-533-2830
パスポート	所持人記入欄がある場合は現住所を ご自身でお書換えください。	別府市市民課 0977-21-1135(GF) 大分パスポートセンター 097-574-6355
介護保険 ・被保険者証	そのままお使いください。 (申出があれば書換え可能です。)	別府市高齢者福祉課 0977-21-1463(1F)
介護保険 ・負担割合証 ・限度額認定証	そのままお使いください。 次回の更新時に新住所になります。 (申出があれば書換え可能です。)	
子ども医療費受給資格者証 ひとり親等医療費受給者証 児童扶養手当証書	そのままお使いください。 (申出があれば書換え可能です。)	別府市子育て支援課 0977-21-1427(1F)
国民健康保険 ・資格確認書 ・資格情報のお知らせ ・限度額適用(標準負担額減 額)認定証 など	そのままお使いください。	別府市保険年金課 0977-21-1148(GF)
後期高齢者医療 ・資格確認書 など		
診療依頼証	・そのままお使いください。 ・実施日以降、早めに新住所を記載した ものを交付します。 (申出があれば書換え可能です。)	別府市ひと・暮らし 支援課 0977-21-1113(1F)

# 10 住所変更の手続きが必要なもの

住居表示実施により、住所の場所は変わりませんが、住所の表し方が変わるため、住所の変更手続きが必要です。

本人に代わり代理人が手続きをするときは、委任状などが必要となる場合がありますので、担当の窓口を確認のうえ手続きをお願いします。

※住所の変更手続きは、令和8年1月13日(火)から行うことができます。

## (1) 期限がある手続き

法人	個人	項目	期限 (実施日から)	必要書類	問合せ先
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会社等の本店・役員の住所変更登記	2週間以内	<input type="checkbox"/> 通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 変更登記申請書 <input type="checkbox"/> 会社の実印 <input type="checkbox"/> 認印	大分地方法務局※ 097-532-3161
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	不動産(土地・建物)所有者の住所変更登記	2年以内	<input type="checkbox"/> 通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 変更登記申請書 <input type="checkbox"/> 認印 <input type="checkbox"/> 会社の実印(法人のみ)	

## — 会社等の登記変更手続きのあと —

別府市					
法人	個人	項目	期限 (実施日から)	必要書類	問合せ先
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特別徴収義務者の所在地・名称等の変更届	変更登記後	<input type="checkbox"/> 特別徴収義務者の所在地・名称等の変更届	別府市市民税課 0977-21-1119(GF)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人等の異動届	変更登記後	<input type="checkbox"/> 通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入湯税変更届	変更登記後	<input type="checkbox"/> 通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し <input type="checkbox"/> 入湯税変更届	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入札参加資格申請の	物品・役務など	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し ※電子申請システムによる変更手続きをお願いします(紙申請可)。詳細は、共同受付センターへお問合せください。	(大分県用度管財課内) 大分県市町村物品等 入札参加資格 共同受付センター  097-506-2958
			建設工事 建設コンサルタント	変更登記後	<input type="checkbox"/> 変更届 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し <input type="checkbox"/> 建設業法第11条に基づく変更届の写し

※登記の手続きには事前の予約が必要です。詳細は、10ページをご覧ください。

別府市						
法人	個人	項目		期限	必要書類	問合せ先
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険の指定等に関する変更手続き	開設者(法人)	変更登記後 10日以内	<input type="checkbox"/> 変更届出書 <input type="checkbox"/> 通知書兼証明書の写し <input type="checkbox"/> 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し <input type="checkbox"/> 誓約書	別府市高齢者福祉課 介護保険給付係  0977-21-1463(1F)
	代表者					
	事業所		住居表示 実施日から 10日以内	<input type="checkbox"/> 変更届出書 <input type="checkbox"/> 通知書兼証明書の写し		
	事業所の管理者・サービス提供責任者					
別杵速見地域広域市町村圏事務組合						
法人	個人	項目		期限	必要書類	問合せ先
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入札参加資格申請の 変更手続き	物品・役務	変更登記後	<input type="checkbox"/> 競争入札参加資格登録事項変更届 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し	広域圏事務局 0977-21-1126(4F)  ホームページ <a href="https://www.bekkihaya-mi-oita.jp/">https://www.bekkihaya-mi-oita.jp/</a>
			建設工事	変更登記後	<input type="checkbox"/> 変更届 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し <input type="checkbox"/> 建設業法第11条に基づく変更届の写し	
別府市上下水道局						
法人	個人	項目		期限	必要書類	問合せ先
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入札参加資格申請 の変更手続き	上下水道用材など	変更登記後	<input type="checkbox"/> 競争入札参加資格登録事項変更届 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し <input type="checkbox"/> 委任状(代理人がいる場合) <input type="checkbox"/> 誓約書	別府市上下水道局 総務課(契約資産係)  0977-23-3108
			委託業務など	変更登記後	<input type="checkbox"/> 競争入札(見積)参加資格審査申請書記載事項変更届 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し	

# 大分県

法人	個人	項目		期限	必要書類	問合せ先
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険の指定等に関する変更手続き	開設者(法人)	変更登記後 10日以内	<input type="checkbox"/> 変更届出書 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し	大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護サービス事業班  097-506-2684
	代表者					
	事業所		住居表示 実施日から 10日以内	<input type="checkbox"/> 変更届出書 <input type="checkbox"/> 運営規程(改定後)  <b>ホームページ</b> <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/denshishinsei-todokedeshisutemu.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/denshishinsei-todokedeshisutemu.html</a>		
	事業所の管理者・サービス提供責任者					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	老人福祉法等に基づく変更手続き	開設者(法人)	変更登記後 1月以内	<input type="checkbox"/> 変更届  事業によって様式が異なりますので、詳細はホームページでご確認ください。  <b>ホームページ</b> <a href="https://www.pref.oita.jp/site/144/roujinfukusiho.html">https://www.pref.oita.jp/site/144/roujinfukusiho.html</a>	
	代表者					
	事業所		住居表示 実施日から 1月以内			



## (2) 期限がない手続きの主なもの

手続きに期限はありません。ただし、本人確認書類などに使用されているものにつきましては、早めに住所変更の手続きをお願いします。  
 ※住居表示実施日後しばらくは、窓口の大混雑が予想されますので、ご留意ください。

法人	個人	項目	必要書類	問合せ先
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード★ ※署名用電子証明書の発行も希望する場合	<input type="checkbox"/> 通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> カード <input type="checkbox"/> 暗証番号(4けた) ..... 上記に加え <input type="checkbox"/> 暗証番号(英数字6~16文字)	別府市市民課 0977-21-1135(GF)  ※詳細や予約制臨時窓口については裏表紙に掲載
	<input type="checkbox"/>	在留カードなど	<input type="checkbox"/> 通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> カード	
	<input type="checkbox"/>	障害者手帳など 自立支援医療者証など	<input type="checkbox"/> 通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 手帳や受給者証	別府市障害福祉課 0977-21-1413(1F)
	<input type="checkbox"/>	入湯税変更届(個人経営者)	<input type="checkbox"/> 通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 入湯税変更届	別府市市民税課 0977-21-1119(GF)
	<input type="checkbox"/>	自動車運転免許証 運転経歴証明書	<input type="checkbox"/> 通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 本籍の町名変更のお知らせ ※本籍変更は自動車運転免許証のみ	別府警察署 0977-21-2131 大分県運転免許センター 097-528-3000
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	普通自動車車検証* オートバイ(125cc超) 車検証*	<input type="checkbox"/> 通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 車検証	九州運輸局 大分運輸支局 050-5540-2087
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽自動車車検証*	<input type="checkbox"/> 通知書兼証明書 <input type="checkbox"/> 車検証	軽自動車検査協会 050-3816-1759

★マイナ保険証やコンビニ交付には、そのまま使用できますが、お手続きはお早めをお願いします。  
 ＊車検証上の使用者と所有者の名義が異なる場合や法人の場合は、各自で事前にご確認ください。

### For Residence Card Holders

Beppu City is working on a project called “Residential Address Labeling” to make addresses easier to understand.

Please be informed that the name of your town will change as of 10 January 2026. Accordingly, we are providing you with your new address.

Please note that your new address will be written on the back of your residence card.

Date of commencement of procedures: Tuesday, 13 January 2026

Where to go for procedures: Beppu City Hall Citizens Affairs Division

What to bring: (1) Notification letter and certificate (2) Residence card

在留カード(ざいりゅうカード)をもっている方(かた)へ

別府市(べっぷし)では、住所(じゅうしょ)をわかりやすくするためのプロジェクト『住居表示(じゅうきよひょうじ)』にとりくんでいます。

みなさんがすんでいる町(まち)の名前(なまえ)が、2026年(ねん)1月(がつ)10日(か)からかわりますので、あたらしい住所(じゅうしょ)をお知らせします。

また、在留(ざいりゅう)カードのうらにあたらしい住所(じゅうしょ)をかきますので、手続(てつづ)きをしてください。

手続(てつづ)き開始日(てつづきかいしび) : 2026. 1. 13から

手続(てつづ)きの場所(てつづきのばしょ) : 別府市役所 市民課(べっぷしやくしょ しみんか)

もっていくもの : (1)通知書兼証明書(つうちしょけんしょうめいしょ)、(2)在留カード(ざいりゅうカード)

### (3) その他、個別の契約に関すること

ご自身がされている個別の契約、資格、免許などのうち、住所変更の手続きが必要なものにつきましては、お手数をおかけしますが、各自でご確認のうえ、手続きをお願いします。

※住所変更の手続きは、令和8年1月13日(火)から行うことができます。

<例> 免許、資格、勤務先、学校、被用者保険(健康保険・共済など)、電話会社、有料放送、電気、ガス、金融機関、各種保険 など

## 1 1 会社等・不動産(土地・家屋)の変更登記

住居表示実施日が近くなりましたら「大分地方法務局新着情報一覧」に住居表示に関する登記申請の情報(様式・記載例)が掲載されます。

### 大分地方法務局

電話番号：097-532-3161(自動音声案内②)

所在地：〒870-8513 大分市荷揚町7番5号(大分法務総合庁舎)

開庁時間：9時～17時(月～金)

※登記手続きには事前の予約が必要です。

※変更登記申請に関しては、大分地方法務局へお問合せください。



大分地方法務局ホームページ

大分地方法務局新着情報一覧

<https://houmukyoku.moj.go.jp/oita/>

大分地方法務局

検索

## 1 2 各種サービスの休止について

住居表示実施によるシステムメンテナンスのため、(1)(2)のサービスを下記の期間休止いたします。ご理解とご協力をお願いします。

(1) 公民館での住民票の写し・印鑑登録証明書の交付

休止期間 令和8年1月10日(土)～1月12日(月)<終日>

(2) 証明書のコンビニ交付

休止期間 令和8年1月10日(土)から1週間程度<終日>予定

※休止期間の詳細は、別府市公式ホームページまたは電話にて確認ください。

<問合せ先> 別府市市民課 0977-21-1135(GF)

別府市公式ホームページ  
<証明書コンビニ交付サービス>



委任状の参考様式（コピーまたは切り取って使用ください）

※委任状は、住民票が別世帯の方が代理で手続きする場合のみ必要です。

# 委任状

（マイナンバーカード住所書換え用）

令和 年 月 日

大分県別府市長 あて

## 委任者（ご本人）

住所	
氏名	Ⓢ
生年月日	大・昭・平 年 月 日

\*署名 または 記名押印をお願いします。

## 委任者（ご本人）

住民基本台帳用暗証番号 （数字 4 けた）				
--------------------------	--	--	--	--

私は、次の人を代理人と定め、**マイナンバーカードの住所書換え**  
に関する一切の権限を委任します。

## 代理人

住所	
氏名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日
委任者との関係	

### 【注意事項】

・委任状は、委任するご本人が作成し、暗証番号漏えい防止のため封筒に入れる  
などして代理人へことづけください。

※代筆される場合は、ご本人の押印が必要です。また余白に代筆者の氏名を記入  
してください。

・当該委任状では、代理人による暗証番号初期化・電子証明書の発行手続きは行  
えません。

# 住居表示に伴うマイナンバーカードの住所書換えについて

【**手続開始日：令和8年1月13日（火）**】（予約は1月5日（月）から受付）

今回の住居表示の実施に伴い、マイナンバーカードをお持ちの方は住所の書換えが必要となりますので、お手続きをお願いいたします。**対象となる方が多いため、トキハ別府店に予約制の臨時窓口を開設します。**市役所窓口(本庁のみ)は長期の大混雑が予想されますので、ぜひ臨時窓口をご利用ください。

【**トキハ別府店の臨時窓口**】※住所書換え専用の予約制窓口です。

◇開設場所：トキハ別府店 5F(東館)ホール(別府市北浜2丁目9-1)

※手続きに来られた方は、2時間駐車場無料です。

◇開設期間：令和8年1月13日(火)～令和8年4月23日(木)予定

※平日を中心に開設予定です。詳細は市報や別府市公式ホームページでお知らせします。

◇開設時間：10:00～17:00(受付は16:30まで)

**臨時窓口は予約制です。**予約をされていないと、当日中の手続きをお受けできない場合がございますので、ご了承ください。

【臨時窓口の予約方法】

◇予約開始日：令和8年1月5日(月)

◇予約方法：インターネットでの予約、またはコールセンターへ電話での予約をお願いします。

**臨時窓口、予約システム、予約のコールセンターは、現在準備中です。**

**最新の情報や詳細は、別府市公式ホームページ、または市報をご確認ください。**



別府市公式ホームページ  
＜臨時窓口の開設・予約方法＞

【住所の書換え手続きに必要なもの（ご本人・代理人）】

◆ご本人による手続きの場合	◆代理人による手続きの場合
① マイナンバーカード ② 住民基本台帳用暗証番号(数字4けた) ③ 通知書兼証明書(同封のA4サイズの書類) ※署名用電子証明書発行手続きをご希望の場合は、次項を確認ください。	左記の①から③に加え、 ④ 代理人の本人確認書類2点 ※有効期限内のもの (マイナンバーカード・運転免許証・旅券・資格確認書・介護保険証・年金手帳など) ⑤ 委任状(住民票が別世帯の場合のみ) ※裏面参照

**(ご注意点)暗証番号が不一致やご不明の場合は、代理人による当日のお手続きは行えません。**

【住所書換え後の署名用電子証明書発行手続きについて（ご本人のみ）】

カードに署名用電子証明書を搭載している場合、住所書換えと併せて手続き可能です。

手続きには、**署名用電子証明書暗証番号(英数字6～16文字)**が必要です。

※カード発行時15歳未満の方、カードに搭載不要と選択した方のカードには搭載されていません。

**(ご注意点)ご本人のご来所が必要です。代理人による当日のお手続きは行えません。**



《問合せ先》

別府市役所市民課マイナンバーカード推進室 TEL:0977-21-1533

※令和8年1月5日から予約のコールセンターを開設予定です。